次世代型地熱推進官民協議会

資料２

設置要綱

（目的）

第１条

本協議会は、次世代型地熱技術の2030年代の早期の日本国内での実用化および産業競争力強化、その後の2040年・2050年の国内外での普及等のため、各技術における課題・技術開発要素の特定・開発スケジュール・実証スケジュール等について具体的な目標・計画等を官民が一体となって議論・策定し、次世代型地熱ポテンシャルにおいて国内の開発可能な資源量の増加に寄与することを目的とする。

（検討事項）

第２条

　本協議会における検討事項は次のとおりとする。

（１）次世代型地熱発電の将来的な導入イメージの検討

（２）次世代型地熱発電の実用化等に向けた技術的な課題・開発要素の特定

（３）次世代型地熱発電の実用化等に向けた技術開発スケジュール、実証スケジュール

（４）（１）～（３）の実現を目指すために必要な手段や方法等を盛り込んだ、今後の次世代型地

熱発電の早期実用化等を目指すためのロードマップの策定

（５）その他、ロードマップ策定に向けて必要な要素の検討

（構成員）

第３条

本協議会は、学識経験等を有する委員並びに次世代型地熱発電の日本国内での早期実用化及び産業競争力強化という本協議会の趣旨及び検討事項に関係する民間団体・事業者等である協議メンバーから構成することとする。

協議会には、座長を置き、協議会の議事運営に当たる。

新たに民間団体・事業者等から、事務局に対して協議会への参加希望があった場合は、事務局において、本協議会の設置目的に照らし、座長と協議の上、事務局が参加可否を決定する。

（協議会の取扱い）

第４条

本協議会の取扱いは、以下によるものとする。

（１） 本協議会は、参加者の自由な議論を担保する観点から、一般からの会議の傍聴は行わないこととする。

（２） 配布資料は、原則として経済産業省ホームページを通じて公開とする。ただし、企業秘密や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれがあると判断された場合は、非公開とすることもあり得る。

（３） 本協議会の内容については、発言者が特定されないような形で概要のみ公開する。

（４）その他の個別の事情に応じて、協議会又は資料の公開方法又は非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

（事務局）

第５条

本協議会に係る事務は、経済産業省資源エネルギー庁及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が行う。

検討事項第２条（４）においては、事務局が、本協議会における議論を踏まえ、本協議会にロードマップ案を提案し、委員と協議の上、決定する。

（守秘義務）

第６条

構成員は、本協議会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第７条

この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項については、 本協議会で定めるものとする。

附 則

１ この規約は、令和７年４月１４日（第１回開催日）から施行する